

令和7年度キャリアアップ促進給付金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、この市の安定雇用の促進を図るため、技能訓練を修了した者に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で給付金を交付する。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次条に定める技能訓練を修了した者
- (2) キャリアアップ促進給付金交付申請書（別記様式第1号）の提出を行う時点（以下「申請時点」という。）においてこの市に住所を有している者
- (3) 申請時点において、公共職業安定所に求職の登録を行い就職活動中の者（正規学生を除く。以下「求職者」という。）又は50歳以下の有職者で、修得した技能を活かせるもの（次のいずれかに該当する者を除く。）

ア 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する国家公務員の身分を有している者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の地方公務員の身分を有している者

- (4) 次条に定める技能訓練の受講に関し本市、国その他の団体等から給付金等の支給を受けていない者

(交付対象技能訓練)

第3条 給付金の交付の対象となる技能訓練（以下「交付対象技能訓練」という。）は、別表に定める技能訓練であって、かつ、令和7年4月1日以後に修了するものとする。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、交付対象技能訓練の受講料の2分の1に相当する額（その額が5万円を超える場合にあっては、5万円）とする。

(給付金の交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者は、規則第5条の規定にかかわらず、キャリアアップ促進給付金交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 技能訓練修了証明書（別記様式第2号）
- (2) 交付対象技能訓練の受講料の領収書で、その内訳が分かるもの
- (3) 求職者にあつては、離職中及び求職活動中であることを確認することができる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項のキャリアアップ促進給付金交付申請書の提出期限は、交付対象技能訓練を修了した日から6か月を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日とする。

（実績報告）

第6条 規則第13条の規定にかかわらず、規則第5条の規定による申請をもって、規則第13条の規定による報告に代えるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

給付金の交付の対象となる技能訓練

種別	
1	雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練
2	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条に規定する都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習

年 月 日

（宛先） 山 形 市 長

申請者 住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____

（有職者の方は勤務先 _____）

生年月日 昭和・平成 年 月 日 _____

（窓口対応者記入欄：本人確認済 ☐）

キャリアアップ促進給付金交付申請書

令和7年度において、キャリアアップ促進給付金 _____ 円を交付されるよう、山形市補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により、関係書類を添え申請します。

技能訓練修了証明書

住 所	〒 ー 山形市	発行年月日
		年 月 日
ふりがな		※発行番号(任意)
氏 名		

※市が照会することができるように任意番号の記入をお願いします。

講 座 名														
指定番号 (教育訓練)							ー						ー	
登録番号 (技能講習)														
実施方法	☐ 通学制 ☐ 通信制		受講期間		月・回									
受講開始日	年 月 日		受講修了日		年 月 日									

受講経費							円	内訳	入学料							円
支払方法	☐ 一括 ☐ 分割								受講料							
支払手段	☐ 通常 ☐ クレジット(クレジット会社名)															
割増・割引	☐ 標準額 ☐ 割 増(理由) ☐ 割 引(理由)															

備 考	
-----	--

以上のとおり、表記の受講者が、当技能訓練の修了認定基準に照らし、表記の技能訓練講座を修了したことを証明します。

(宛先) 山 形 市 長

実施者名
施設の名称
所在地
電話番号
長の職名・氏名

印